

上関町新築戸建住宅取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町への移住・定住促進、及び地域の人材不足、少子化の解消を図るために実施する上関町移住・定住支援事業のうち、住宅の取得に係る費用の一部を補助するための上関町新築戸建住宅取得補助金を交付することに関し、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で実施する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅

本町に所在する人の居住の用に供することを目的とする建物であつて、玄関、台所、トイレ、浴室及び居室を備えており、独立して家庭生活を営むことができるものをいう。

(2) 取得

建築又は購入により、所有権を取得することをいう。

(3) 町税等

町民税、固定資産税、軽自動車税、及び国民健康保険税をいう。

(4) 新築戸建住宅

注文・分譲・建売住宅を指し、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第2条第2項に規定する住宅をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号いずれにも該当する住宅とする。

(1) 賃貸、販売等営利を目的としないもの

(2) 令和7年4月1日以降に取得したもの

(3) 所在地が町内であるもの

(4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令に違反しないもの

(対象者の要件)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

(1) 補助対象住宅の所有権を有していること。

(2) 補助対象住宅の所在地に住所を有していること。

(3) 取得家屋の名義人となった日（登記記録の権利部に所有者として記録された日）の翌日から起算して1年以内であること。

(4) 申請者本人または同居の配偶者が、申請日時点において40歳以下であること。

(5) 住宅の取得に当たり、国、県又は市等の公共工事に伴う移転補償、損害賠償等の補填を受けてい

ないこと。

(6) 交付決定日の翌日から起算して5年以上継続して本町に居住する意思を有する者。

(7) 世帯全員が町税等を滞納していないこと。

(8) 世帯全員が、上関町暴力団排除条例（平成23年上関町条例第13号）第2条第1号又は第2号に規定する暴力団員又は暴力団員等でないこと。

（交付金額）

第5条 第3条および第4条に示す要件を満たす者に対し、150万円を限度として交付する。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。
ただし、補助対象経費について、他の制度による補助金等の交付を受けているときは、当該交付の対象となった部分は補助対象経費としない。

(1) 補助対象住宅の取得に要した建築費又は購入費

(2) 補助対象住宅の取得のために購入又は造成した土地に要した購入費又は宅地造成費

（補助金の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上関町新築戸建住宅取得補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 世帯全員分の住民票の写し（発行から30日以内で続柄の記載があるもの）

(2) 建築請負契約書の写し又は売買契約書の写し

(3) 取得家屋の建築等に係る費用が確認できる書類（領収書等）

(4) 建物の検査済証の写し

(5) 不動産登記事項証明書（発行から30日以内）

(6) 世帯全員分の町税等の滞納がない証明（発行から30日以内の完納証明書）

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付または不交付とすることが適正と認めるときは、上関町新築戸建住宅取得補助金交付（不交付）決定兼確定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による通知に際し、必要な条件を付することができる。

（補助金の交付）

第9条 申請者は、前条に規定する補助金の額の決定通知を受けたときは、速やかに上関町新築戸建住宅取得補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（是正のための措置）

第10条 町長は、本事業の遂行に関し、必要があると認めるときは、交付対象者又は交付決定者に対し

て必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

(給付金の交付決定の取消及び返還命令)

第11条 町長がやむを得ないと認める場合を除き、交付決定者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、上関町新築戸建住宅取得補助金交付決定取消通知兼返還請求書（様式第4号）により、別表第1に規定する返還額を返還しなければならない。

- (1) 不正な手段により補助金の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又は交付要件に違反したとき。
- (3) 前条の規定に基づく求めに応じなかったとき。
- (4) 当該補助事業により取得した住宅を補助金の交付を受けた日から5年が経過する日までに取壊しを行ったとき。
- (5) 当該補助事業により取得した住宅を補助金の交付を受けた日から5年が経過する日までに転居又は転売したとき。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、町長が返還の必要があると判断したとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表第 1

交付を受けた日からの経過年数	返還額
3 年未満	補助金の全額
3 年以上 5 年未満	補助金の半額

申請日 年 月 日

上関町長 様

上関町新築戸建住宅取得補助金交付申請書

1 申請者欄

(フリガナ)		生年月日	年 月 日
氏 名		年 齢	歳（申請日時点）
住 所	〒	電話番号	() -
		E-mail	

住宅取得日	年 月 日（登記の権利部記載年月日）		
交付申請額 ※上限150万円	円	住宅取得金額	円
権利者	☐ 単独名義 ☐ 共有名義		
共有者	氏名	住所	続柄

2 確認事項（該当するものに☑を記入してください。）

※各項目のうちいずれかに該当がない場合は、支給対象となりません。

1. 補助対象住宅の所在地が町内であり、所有権および住所を有している	☐
2. 賃貸、販売等営利を目的としていない	☐
3. 取得家屋の名義人となった日（登記記録の権利部に所有者として記録された日）の翌日から起算して1年以内である	☐
4. 申請者本人または同居の配偶者が、申請日時点において40歳以下である	☐
5. 住宅の取得に当たり、国、県又は市等の公共工事に伴う移転補償、損害賠償等の補填を受けていない	☐
6. 交付決定日の翌日から起算して、5年以上継続して本町に居住する意思がある	☐
7. 世帯全員が町税等（町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）を滞納していない	☐
8. 世帯全員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない	☐

（裏面に続く）

3 添付資料

☐	①世帯全員分の住民票の写し（発行から30日以内で続柄の記載があるもの）
☐	②建築請負契約書の写し又は売買契約書の写し
☐	③取得家屋の建築等に係る費用が確認できる書類（領収書等）
☐	④建物の検査済証の写し
☐	⑤不動産登記事項証明書（発行から30日以内）
☐	⑥世帯全員分の町税等の滞納がない証明（発行から30日以内の完納証明書）

4 誓約

私は、本申請の内容に相違ないことを誓約します。この誓約が虚偽であった場合は、補助金を返還し、この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

年 月 日

署名 _____

上 企 第 号
年 月 日

様

上関町長 ㊟

上関町新築戸建住宅取得補助金交付(不交付)決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった上関町新築戸建住宅取得補助金については、次のとおり交付（不交付）することに決定し、補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金の可否
- 交付決定 ・ 不交付決定
- (理由：)
- 2 補助金交付額 金 _____ 円

年 月 日

上関町長 様

申請者	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	() -

上関町新築戸建住宅取得補助金交付請求書

年 月 日付け上企第 号で交付決定のあった上関町新築戸建住宅取得補助金について、次のとおり請求します。

請求額	円	
振込先	金融機関名	
	支 店 名	
	フリガナ	
	口座名義人	
	口座の種類	当座 普通 その他 ()
	口 座 番 号	

上 企 第 号
年 月 日

様

上関町長 ㊟

上関町新築戸建住宅取得補助金交付決定取消通知兼返還請求書

年 月 日付けで申請のあった上関町移住応援給付金については、次の理由により
交付決定の全部・一部を取り消したので通知します。

取消理由	
交付決定額	円
交付取消額	☐ 交付決定額の全部 ☐ 交付決定額の一部 円
返還請求額	円
返還期日	年 月 日
返還方法	添付の納入通知書による